

日本国籍者の長期ドイツ滞在の為の手引き

A. 出発前にビザを取得する必要があるか:

***2000年12月15日より、日本国籍者は、如何なる目的であれ日本でビザを取得して行く必要がなくなり、ドイツに入国後、直接、滞在地の外人局で、滞在許可を申請することができるようになりました。**

(但、ワーキングホリデーと外交官の私的使用人は除く)

従って、原則として大使館では申請を受け付けませんが、現地の管轄当局(外国人局)が日本でビザを取得してくるよう求めている場合やこちらで申請せざるを得ない特別な理由がある場合は事情を検討した上で例外的に受理することがあります。但し、こちらで取得した場合は、とりあえず90日間のみ有効で、一回だけ入国できるビザで、入国後速やかに滞在許可に書き換える申請をしなければなりません。

B. どこで申請したらよいか:

ドイツ国内の滞在地の外国人局 (Auslaenderbehoerde)

C. 手続きの順序:

1. 先ず、入国後1週間(都市によっては2週間)以内に居住地を管轄する住民登録局(Einwohnermeldeamt)に住民届(Anmeldung)をする。
2. 次に、入国後90日以内に滞在地の外国人局(Ausländerbehörde)で滞在許可の申請をする。

但し、就労の場合は:

管轄労働局(Arbeitsamt)で労働許可(Arbeiterlaubnis)を申請する。労働許可が交付されるまで、6-8週間掛かると思われます。従って、予め、現地の雇主・支店・駐在事務所等を通じて現地労働局に代理申請が可能かどうかを確認してもらい、可能であれば労働許可を申請しておいてもらうのが時間の短縮に繋がります。

労働許可と滞在許可が交付されるまでは、就労できませんのでご注意下さい。

D. 滞在許可申請の為の必要書類:

【目的に応じて下記が必要になると思われます;詳細に関しては各外国人局で確認して下さい】

I. 住民登録証明書、パスポート、写真

II. 就労の場合は労働許可証（赴任・研修の場合も労働許可が必要なケースが多いので予め管轄労働局に確認して下さい。）

III. 滞在の目的を証明する書類

1) 赴任(駐在)の場合:

ドイツ語の会社推薦状

－内容は、滞在目的（できるだけ具体的に）、滞在予定期間、滞在費用の保証、健康保険へ加入させる旨の記述等が記載されていること－

2) ドイツでの就職の場合:

労働契約書のコピー又は雇用証明書（ドイツ語）

2)-a. 日本レストランの調理師の場合:

契約書の他に認証された調理師免許のコピー（ドイツ語訳を付けたもの）又は、調理師免許がない場合には、6年以上の経験がある旨の証明（ドイツ語訳を付けたもの）-翻訳については末尾の翻訳事務所案内参照-

2)-b. 美容師の場合:

認証された美容師免許のコピー（ドイツ語訳を付けたもの）-翻訳については末尾の翻訳事務所案内参照-

3) ドイツの大学での勉強の場合:

a) 既に入學許可・受験通知・願書受け付け通知のある場合:

－ 入學許可・受験通知・願書受け付け通知等

－ 学費・生活費・帰国旅費等に関する**保証書**（保証書については下記参照）

保証書は下記のいずれかを用意して下さい:

◎ 奨学金が支払われる旨のドイツ語の文書のコピー

◎ 会社からのドイツ語保証書

◎ 父親又は母親その他の親族からの保証書

（この場合、保証人が大使館・総領事館・名誉領事館に出向き、用意されている保証書に署名する必要があります。その際、保証人のパスポート又は運転免許証、もしくは住基ネットカードのうちのいずれか（それ以外のものは不可）、預金通帳（最新のデータの記載のあるもの）又は給与証明（給与証明の場合は実際に就労している方が出頭する必要があります）をご持参下さい。預金の残高は一ヶ月の保証額を最低700ユーロとし、掛ける12で一年分です。もし三年滞在する予定であれば一年分掛ける3の残高がある必要があります。

もし保証人が上記のいずれからも離れた所に住んでいる場合、又は、何等かの理由で出頭出来ない場合は、保証書を作成して、最寄りの公証人役場に出向き、公証人に署名を認証してもらい、それをドイツ語に訳したものを提出して下さい

b) まだ入学許可等がない・願書をこれから提出する場合：

- － 日本の4年制大学の2年までを終了している証明又は卒業証明書等大学入学資格を証明するもの（いずれもドイツ語又は英語）－入学資格については直接大学にお尋ね下さい。
- － 学費・生活費用・帰国旅費等に関する保証書
（上記5.a）の保証書についての説明参照のこと）
- － 大学へ入学する前に語学学校へ行く場合は、語学学校の入学許可

4) **語学研修のみの場合**：

- － 語学学校の入学許可
- － 学費・生活費用・帰国旅費等に関する保証書
（上記3.a）の保証書についての説明参照のこと；企業派遣の場合は会社の費用負担保証書

5) **研究滞在の場合**：

- － ドイツの研究機関からの招待状
- － 滞在費用に関する証明（日本の病院・研究所等のドイツ語による証明）
〔上記3.a）の保証書についての説明も参照のこと〕

6) **医師がドイツの病院へ研修に行く場合**：

- － ドイツの病院からの受入れ承諾の文書
- － 滞在費用に関する証明（日本の病院・研究所等のドイツ語による証明）
〔上記3.a）の保証書についての説明も参照のこと〕
- － 臨床的研究も含まれている場合は、州当局（Regierungspräsidium）の医師活動許可（Erlaubnis zur vorübergehenden Ausübung des ärztlichen Berufes gemäss § 10 Bundesärzteordnung）も必要となります。これは、病院を通じて前以って申請してもらうのがよいと思われます。この許可が出ないとビザは許可になりません。

7) **ドイツ人又はドイツに滞在している者との結婚及び結婚後の滞在の場合及びドイツに滞在する配偶者との同居の場合**

- － 結婚証明書（戸籍謄本のドイツ語訳）
- － 配偶者の給与証明
- － 配偶者の住民登録証明
- － 配偶者の住居に関する証明（賃貸契約書等の提示等）
- － 家族にも適用される健康保険に加盟している旨の証明
* 移民法の規定に依り、ドイツ人と結婚している方は、ドイツに滞在する場合、ドイツ語の能力（A1 レベル）を証明する必要があります。詳細は外人局に直接お尋ね下さい。

以上はあくまでも基本的な必要書類です。他に例えば健康保険に加入している証明（通常ドイツの健康保険に加入している必要があります。日本の海外旅行用の保険は歯科医の治療並びに妊娠の際適用されないため認められない可能性が高い。）や都市によってさらに追加書類の提出を求められる可能性はあります。

8) ワーキングホリデー・ビザについては「ワーキングホリデーの手引き」参照して下さい。

【更に、質問があれば、大使館・総領事館・各地の名誉領事事務所にお尋ね下さい。】

注：E-Mailでお問い合わせの場合も、Mailアドレス、住所・電話番号・Fax番号をお知らせください。

大使館領事課の窓口は、月一金の午前8時～11時が執務時間です。

ドイツ連邦共和国大使館

〒106-0047

東京都港区南麻布4-5-10

Tel. 03-5791-7700（代表）

Tel. 03-5791-7753 又は 7754（領事課直通）

Fax: 03-5791-7702（領事課直通）

E-Mail: info@tokyo.diplo.de

Homepage: <http://www.tokyo.diplo.de>

ドイツ連邦共和国総領事館

〒531-6035

大阪市北区大淀中1-1-88-3501

梅田スカイビルタワーイースト35階

Tel. 06-6440-5070

Tel. 06-6440-5074

Fax: 06-6440-5080

E-Mail: info@osaka-kobe.diplo.de

Homepage: <http://www.osaka-kobe.diplo.de>

駐札幌ドイツ連邦共和国名誉領事事務所

〒060-8677

札幌市中央区大通東1-2

北海道電力（株）

Tel. 011-251-1111 Fax: 011-242-5051

E-Mail: germany-hk@epmail.hepco.co.jp

駐仙台ドイツ連邦共和国名誉領事事務所

〒983-8622

仙台市宮城野区榴岡4-1-1

(株) ユアテック

Tel. 022-791-8042 Fax: 022-296-2121

E-Mail: gerhks@post.tinet-i.ne.jp

(駐名古屋、神戸、広島、福岡の各名誉領事事務所については、総領事館にお尋ね下さい)

☞ドイツ語への翻訳が必要な書類につきましては下記翻訳事務所で訳されたものについて大使館で認証を行います。(愛知県、岐阜県、石川県以西の総領事館管轄地区の翻訳については総領事館にお尋ね下さい)

ビュロー石田(石田宏一)

〒242-0013 神奈川県大和市深見台2-5-2

電話/Fax : 046-264-3479

E-Mail: yamatoadler02@ybb.ne.jp

エス・ウント・エー有限公司

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービル18階

電話 : 03-5220-6575 Fax : 03-5220-6556

ウイルヘルム菊江

〒980-0804 仙台市青葉区大町2-3-10 目黒ビル

仙台日独協会文化センター

電話/Fax : 022-262-7430

E-Mail: DQH10002@nifty.com

佐々木征子

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-20-4 亀井堂ビル

電話&FAX : 03-6383-3510

-ツッキー・カール 公認翻訳通訳士 (大使館の翻訳認証は不要)

〒370-1124 群馬県玉村町角淵5289-1

TEL: 080-3543-3623

E-Mail: karlzucchi@gmx.de